

# 令和2年改正のポイント(令和4年6月1日施行)

	現行法	改正法	
事業者側規制強化	なし	公益通報 <b>対応体制整備</b> の義務化 (常時使用する <b>労働者数が300人以下</b> の事業者は <b>努力義務</b> )	11条
	なし	助言・指導、勧告、勧告に従わない場合の公表 <b>措置</b> を導入	15、16条
	なし	対応業務従事者に対する通報者の <b>情報守秘義務</b> 導入(刑事罰)	12、21条
公益通報者保護拡充	労働者(派遣労働者含む)	<b>1年以内の退職者</b> (派遣労働者含む)、 <b>役員</b> (条件あり)を追加	2条1項等
	刑事罰の対象のみ保護	<b>行政罰の対象</b> も追加	2条3項
	なし	通報に伴う <b>損害賠償責任の免除</b> 規定導入	7条
外部通報の要件緩和	(行政機関への通報) 信じるに足りる相当の理由	<b>氏名等を記載した書面を提出する場合</b> を追加	3条2号
	(報道機関等への通報) 生命身体への危害など	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>財産に対する損害</b>(回復困難又は著しく多数人の多額の損害)追加</li> <li>役務提供先(通報先)が通報者を特定させる<b>情報を漏らすと信ずるに足りる相当の理由がある場合</b>を追加</li> </ul>	3条3号

参照：消費者庁「公益通報者保護法の一部を改正する法律 概要」

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/whistleblower\\_protection\\_system/overview/assets/overview\\_200615\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/whistleblower_protection_system/overview/assets/overview_200615_0001.pdf)